令和５年第６回会津若松市
農業委員会総会議事録

１　日　時　令和５年６月21日（水）　午後１時30分
２　場　所　会津若松市河東支所２階大会議室
３　出席委員
（１）農業委員　19名

１番委員	庄司　遼	２番委員	多田　善信	３番委員	長尾　好章
４番委員	渡部　一夫	５番委員	折笠　康裕	６番委員	星　富士雄
７番委員	大竹　健司	８番委員	佐野　和枝	９番委員	小檜山　祐一
10番委員	丸山　世子	11番委員	吉田　和明	12番委員	渡邉　直也
13番委員	吉田　武幸	14番委員	弓田　秀一	15番委員	佐々木　隆夫
16番委員	渡部　裕末	17番委員	奈良橋　涉	18番委員	渡部　政美
19番委員	永井　茂				

（２）農地利用最適化推進委員　17名

１番委員	二瓶　正貴	２番委員	島影　盛継	３番委員	本田　武史
		５番委員	佐藤　直意	６番委員	菅井　洋一
７番委員	鈴木　衛	８番委員	佐藤　恒男	９番委員	渡部　政治
10番委員	武田　久美子	11番委員	二瓶　幸太郎	12番委員	鈴木　純一
13番委員	皆川　庄司	14番委員	星　俊典	15番委員	髙橋　一美
16番委員	岩橋　近芳	17番委員	棚木　信治	18番委員	手代木　久司

４　欠席委員
（１）農業委員　なし
（２）農地利用最適化推進委員　１名

４番委員	室野井　建一				

５　議　事
議案第20号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第21号　農地法第３条の規定による許可の処分の取消しについて
議案第22号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第23号　農用地利用集積計画の作成について
議案第24号　農用地の買入協議に係る通知の発出の要請について
議案第25号　農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第26号　「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に関する意見について
報告第11号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

６　説明のために出席した事務局職員

事務局長	二瓶　潔	事務局次長	酒井　康之	主任主査	五十嵐　功一
主任主査	慶徳　幸一郎	主任技査	余田　郷太	主任主事	渡部　恭平

7　説明のために出席した執行機関職員（農政課）

主幹	鈴木　恵美	主任主事	岡崎　直也	主任技師	藤田　優志

8　会議の概要
　次のとおり

会　長	只今より、令和５年第６回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。 本日の出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は17名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員18番・渡部政美委員、農業委員１番・庄司　遼　委員、以上 ２名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。
会　長	始めに、議案第20号　農地法第３条の規定による許可申請について　を議題といたします。
会　長	提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 門田地区担当委員より１番について説明願います。
（農業委員４番） 渡部一夫　委員	議案第20号の１番及び２番について、農業委員４番　渡部一夫より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、交換による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、１番については、６月15日午後５時より、２番については、同日午後７時より、地区担当委員４名が申請書記載内容について農地法第３条第２項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
会　長	地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について　ご質問ございませんか。 （なし　の声あり）
会　長	それではお諮りします。議案第20号　農地法第３条の規定による許可申請の２件について　はそれぞれ許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第20号　の２件は許可と決せられました。 次に、議案第21号　農地法第３条の規定による許可の処分の取消しについて　を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。
（推進委員８番） 佐藤恒男　委員	議案第21号１番について、推進委員８番佐藤恒男より、農地法第３条の規定による許可処分の取消しについて、ご報告いたします。

	詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、令和４年８月22日付け会津若松市農業委員会指令第32号で、生前贈与をする目的で農地の所有権の移転について許可を得たものですが、親族間で相続に対する認識の相違が発生したことから、譲受人、譲渡人双方の合意のもと、令和５年６月５日付けで農地法第３条の規定による許可処分の取消し願出に至ったものです。
会　長	地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について　ご質問ございませんか。 （なし　の声あり）
会　長	それではお諮りします。議案第21号　農地法第３条の規定による許可の処分について　は、原案のとおり取消しすることにご異議ございませんか。 （異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、令和４年８月22日付け　指令第32号による許可は取消しすることに決せられました。 次に、議案第22号　農地法第５条の規定による許可申請について　を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より１番について説明願います。
（農業委員14番） 弓田秀一　委員	農業委員14番弓田秀一より、議案第22号　農地法第５条の規定による許可申請について　の１番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第５条第１項の規定に基づき、当該農地に分家住宅を建設するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については第２種農地でありますが、市街地近傍集団農地に該当すると見られ、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、６月19日午前９時45分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長の２名の他、地区委員１名、事務局１名の計４名で実施したものであります。 本件については、農振法は手続き不要、都市計画法・土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
会　長	日橋地区担当委員より２番について説明願います。
（推進委員１番） 二瓶正貴　委員	推進委員１番二瓶正貴より、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について　の２番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第５条第１項の規定に基づき、資材置場及び残土仮置場等として利用するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第２種農地の「その他」に該当するものであり、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、６月19日午前９時10分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、の２名の他、地区委員３名、事務局１名の計６名で実施したものであります。 本件については、農振法は手続き済、都市計画法は許可不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
会　長	本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。
（農地部会長） 吉田武幸　委員	地区担当委員の報告のとおり６月19日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。
会　長	地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。

	本件についてご質問ございませんか。 （なし　の声あり）
会　長	それではお諮りします。議案第22号　農地法第５条の規定による許可申請の２件については、それぞれ許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第22号 の２件は許可するものと決せられました。
会　長	次に、議案第23号 農用地利用集積計画の作成について　を議題といたします。 （※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員　大竹健司　委員　　退席 （※関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員　二瓶正貴　委員、手代木久司　委員　　退席
会　長	それでは利用権設定に係る案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より１番について説明願います。
（農業委員14番） 弓田秀一　委員	農業委員14番　弓田秀一より、議案第23号　所有権移転の1番について、ご報告いたします。 なお、１番の案件につきましては他地区も含まれていますが、借り手の主たる耕作地が高野地区であることから、高野地区委員から併せて報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 １番は、農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、６月20日午後６時から地区担当委員２名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会　長	神指地区担当委員より２番から11番について説明願います。
（推進委員５番） 佐藤直意　委員	推進委員５番佐藤直意より、利用権設の２番から11番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 ２番の案件は、認定農業者に対する利用権設定、３番から11番の案件は、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、６月18日午後６時から地区担当委員２名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会　長	門田地区担当委員より13番から15番について説明願います。
（推進委員２番） 島影盛継　委員	推進委員２番島影盛継より、利用権設の13番から15番について、報告いたします。 12番から13番の案件については、農業を行う法人に対する利用権設定で、14番から15番の案件については、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、６月15日午後６時から地区担当委員３名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会　長	大戸地区担当委員より16番から18番について説明願います。
農業委員会事務局	大戸地区担当委員が退席中のため、事務局より利用権設定の16番から18番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件については、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、６月14日午前８時30分から地区担当委員２名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会　長	湊地区担当委員より19番から23番について説明願います。
（農業委員４番）	農業委員４番渡部一夫より、利用権設定の19番から23番について、報告いたし

渡部一夫　委員	ます。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件については、中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会　長	荒井地区担当委員より24番から27番について説明願います。
（推進委員12番） 鈴木純一　委員	推進委員12番鈴木純一より、利用権設定の24番から27番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件については、中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。
会　長	各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。 （なし　の声あり）
会　長	それではお諮りします。議案第23号　農用地利用集積計画の作成について　を原案どおり決することにご異議ございませんか。 （異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第23号　は原案のとおり承認するものと決せられました。 農業委員　大竹　健司　　委員　　着席 推進委員　二瓶　幸太郎　委員　　着席 推進委員　手代木　久司　委員　　着席
会　長	次に、議案第24号　農用地の買入協議に係る通知の発出の要請について　を議題といたします。
会　長	八田地区担当委員より１番について説明願います。
（農業委員５番） 折笠康裕　委員	農業委員５番折笠康裕より農用地の買入協議に係る通知の発出の要請について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農業委員会へ農地譲渡のあっせん申出があったことについて、６月８日午前11時より、会津若松市役所河東支所二階中会議室において、農地中間管理機構を含めたあっせん会議を開催いたしましたが、価格面で折り合いがつかず、調整結果は不調に終わりました。 当該農用地は基盤整備事業が実施された集団的にまとまりのある優良農地であり、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積を図ることが望ましいため、旧農業経営基盤強化促進法第16第１項に基づき、会津若松市長に対し、同条第２項の通知の発出を要請するものであります。 報告は以上です。
会　長	本件について、ご質問等ございませんか。 （なし　の声あり）
会　長	それではお諮りいたします。議案第24号　農用地の買入協議に係る通知の発出の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 （異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第24号 は原案のとおり決せられました。
会　長	次に、議案第25号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について　を議題といたします。 （※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員　佐々木　隆夫　委員　退席

会　長	事務局より提案理由の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案第25号　農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和５年６月５日付け５農政第283号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。
会津若松市農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第25号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 ６月総会の案件は、高野地区、西田面地区、東田面地区になります。 11ページをご覧ください。高野地区になります。 当該案件は、基盤整備事業実施中の区域であり、本年度の工事の完了に伴い、契約の内容を見直す農用地利用促進計画（案）になります。 なお、本年度の変更内容は、令和３、４年度の工事区域については仮換地の指定がなされましたので、一時利用地として貸借されるものになり、令和５年度の工事区域については作付を行えないため賃借料を０円にしております。 また、それぞれの工事区域において自身が所有者となっている農地を公社から借り受ける場合は賃借料が０円となっております。 20ページをご覧ください。西田面地区になります。 西田面地区では、水田で、水稲、大豆、そばのブロックローテーションを行っており、西田面地区農用地利用改善組合におきまして、１年ごとに農用地の利用調整を行い、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。 33ページをご覧ください。東田面地区になります。 当該案件につきましては、今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、規模縮小などにより地区の担い手に貸し付けを行う農用地利用促進計画（案）になります。 地区案件につきましては、農用地利用改善団体の話し合いや、人・農地プランの話し合いに基づき、農地の利用調整を図り、農用地利用集積等促進計画（案）を作成したものになります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
会　長	説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。
	（なし　の声あり）
会　長	それではお諮りいたします。議案第25号　農用地利用集積等促進計画（案）については、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
	（異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第25号 農用地利用集積等促進計画（７月分）については、異議のない旨を回答することといたします。
	（※退席していた佐々木　隆夫委員　入室の上、着席）
会　長	次に、議案第26号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に関する意見について　を議題といたします。 事務局より提案理由の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案第26号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に関する意見について　でございますが、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定において、「市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更しようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されており、令和５年６月６日付け５農政第280号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明を申し上げます。
会津若松市農政課	農政課の岡崎と申します。 日頃より、農業委員会の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第26号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に関する意

	見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第６条の規定に基づき、農業委員会の皆様にご審議いただきます。 　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（概要）をご覧ください。 　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、認定農業者等の認定基準や農用地の利用集積などの措置について定めているものであります。 　おおむね５年ごとに変更を行うこととされており、現在の市基本構想は令和２年度に策定されたものであります。 　今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い変更されました県基本方針に即した内容の修正が必要となったことから変更するものです。 　主な変更内容につきましては、大きく３つございます。 　まず１つ目に、地域計画が法定化されたことに関する記載の追加についてであります。主な追加箇所は 15 ページから 16 ページとなります。 　これまで地域での話し合いにより作成していただいてきた人・農地プランが地域計画として法定化され、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する必要が生じたことから、各地域において改めて協議の場を設置することとなりました。 　これに伴い、こちらの項目では協議の場の設置の方法や地域計画の区域の基準等について示しているところであります。 　続いて２つ目といたしまして、「農業を担う者の確保及び育成等に関する事項」の新規追加についてであります。主な追加箇所は 10 ページから 12 ページとなります。 　こちらの項目では認定農業者や新規就農者など、農業を担う多様な人材を確保・育成するために支援していく内容について示しており、市が主体的に行う取組や関係機関・団体との連携・役割分担について明確化しております。 　最後に３つ目といたしまして、福島県農業経営・就農支援センターに関する記載の追加についてであります。主な追加箇所は 27 ページから 30 ページとなります。 　こちらの項目では令和５年４月に設置された福島県農業経営・就農支援センターと市や各関係機関が連携して就農相談者や就農希望者等に関する情報共有を行い、就農・定着から経営発展までの一貫した支援を行う方針が記載されております。 　最後に、今後の変更スケジュールにつきましては、関係機関からの意見聴取、庁内協議を経まして、７月下旬には県との正式協議を行い、県知事からの同意を得まして、９月末までの公告・施行を予定しております。 　なお、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案につきましては、県基本方針やそれに係る関係資料に基づき作成したものです。 　詳細な内容は、別途配布させていただいた資料のとおりでありますので、各自ご覧いただければと思います。 　以上で説明を終わらせていただきます。
会　長	説明が終わりました。 　本件について、ご質問等ございませんか。
（農業委員 18 番） 渡部政美　委員	市の基本構想には新規就農者の定義が示されていませんが、県の基本方針と同様と考えて良いのでしょうか。また、市の基本構想のおいても定義付けが必要ではないでしょうか。
会津若松市農政課	県の基本方針においては、認定新規就農者の基準と同様の定義付けがなされています。新規就農者の定義となると、認定新規就農者の基準に満たない新たに農業を始める方についても含まれてくるため、新たな定義付けが必要になると考えています。新規就農者の定義付けは今後検討していきたいと考えています。
（農業委員 13 番） 吉田武幸　委員	この場でいきなり審議してくれと言われても審議のしようがないと思います。もっと早く案を示すことはできなかったのでしょうか。
会津若松市農政課	県の基本方針の提示を受けて、今回の市の基本構想の変更となったため、このタイミングとなってしまいました。報告が遅れたことについてはお詫びします。 　なお、今回の変更は県の基本方針の文言修正に併せ、市の基本構想を修正する軽微な内容です。
会　長	ほかにご意見はございませんか。 　（なし　の声あり）
会　長	それではお諮りいたします。議案第 26 号　「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更については、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

	（異議なし　の声あり）
会　長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第26号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更については、異議のない旨を回答することといたします。
会　長	次に報告に移ります。 報告第11号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について　　は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第11号、農地法第３条の３第１項の規定による届出の１番から９番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第７条第１項の規定により事務局長の専決処分とし、同第７条第２項の定めにより報告するものであります。
会　長	報告でございます。ご了承願います。
会　長	以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 （午後２時20分　閉会を宣言する。）

この議事録は、事実に相違ないことを認め署名する。

令和５年６月21日

会津若松市農業委員会　会長　　永井　茂

農業委員１番　　庄司　遼

農業委員18番　　渡部　政美